

上尾市の産業振興に関する

提言書

令和 5 年度

上尾市産業振興会議

目 次

1	はじめに	1
2	上尾市産業振興ビジョンについて	2
	(1) 上尾市産業振興ビジョンの趣旨.....	2
	(2) 上尾市産業振興会議について.....	2
	(3) 産業における将来像及び施策の体系.....	3
3	令和6年度の産業振興に向けた提言	4
	(1) 令和5年度の提言.....	4
	(2) 提言の検討過程.....	6
4	令和4～5年度に実施した（している）施策	12
	(1) 令和4年度に実施した施策と委員の意見.....	12
	(2) 令和5年度に実施している施策と委員の意見.....	14
5	第2期上尾市産業振興ビジョンに向けて	17
	上尾市産業振興会議設置要綱.....	19
	令和4～5年度上尾市産業振興会議の経過.....	21
	令和4年度上尾市産業振興会議委員名簿.....	22
	令和5年度上尾市産業振興会議委員名簿.....	23

1 はじめに

平成26年3月に策定された「上尾市産業振興ビジョン」は、概ね10年間を目途とした市の産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示したものです。この産業振興ビジョンの実現に向け、私たちは平成26年度に「上尾市産業振興会議」を発足し、今日まで産業振興に関する取組の方向性について多くの議論を重ねるとともに、新たな事業展開に向けた意見交換や提案を積極的に行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行し、社会経済活動の正常化が進みつつありますが、依然、原材料やエネルギー価格の高騰や物流の停滞、人材の確保難など、企業経営は厳しい環境にあります。地域経済を維持、発展させていくためには、地域企業の活性化が重要となります。行政が有する様々な資源を活用した効果的な支援体制を確立することが求められます。

令和4年度の会議は、斯様な状況を踏まえ、前年度に引き続き「中小企業支援」と「地産地消とにぎわいづくり」について議論を進めてきました。激変する社会環境への対応支援や経営課題を見極めるための支援体制の整備に向け、委員より様々なアイデアを提案しました。

引き続き、上尾市産業振興会議では、市民、事業者、関係機関、行政などが一体となり、経済情勢の変化に即して、産業振興施策をブラッシュアップするための議論や意見交換を行うとともに、斬新な提案を積極的に行ってまいります。

ここに、令和4～5年度の上尾市産業振興会議における活動経過や検討内容を報告するとともに、今後の産業振興施策について提言を申し上げます。

市当局におかれましては、産業振興の持つ重要性和必要性に鑑み、施策の具現化についてご検討いただき、速やかに実施していただくようご期待申し上げます。

令和5年8月

上尾市産業振興会議

2 上尾市産業振興ビジョンについて

(1) 上尾市産業振興ビジョンの趣旨

わが国における人口減少と少子高齢化がもたらす税収減と社会保障費の増加により、地方自治体の行財政運営は一層厳しさを増しており、上尾市においても行政運営や行政サービスの在り方などに大きく影響することが懸念されています。

こうした状況を受け、市では「第5次上尾市総合計画」に掲げた「たくましい都市活力づくり」の実現に向け、産業振興における個別のビジョンとして「上尾市産業振興ビジョン」を平成26年3月に策定しました。

本ビジョンでは、「農業・商業・工業・観光」をはじめ、それに関連する様々な分野を「産業」と位置づけ、概ね10年間を目的として、市内産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示しています。

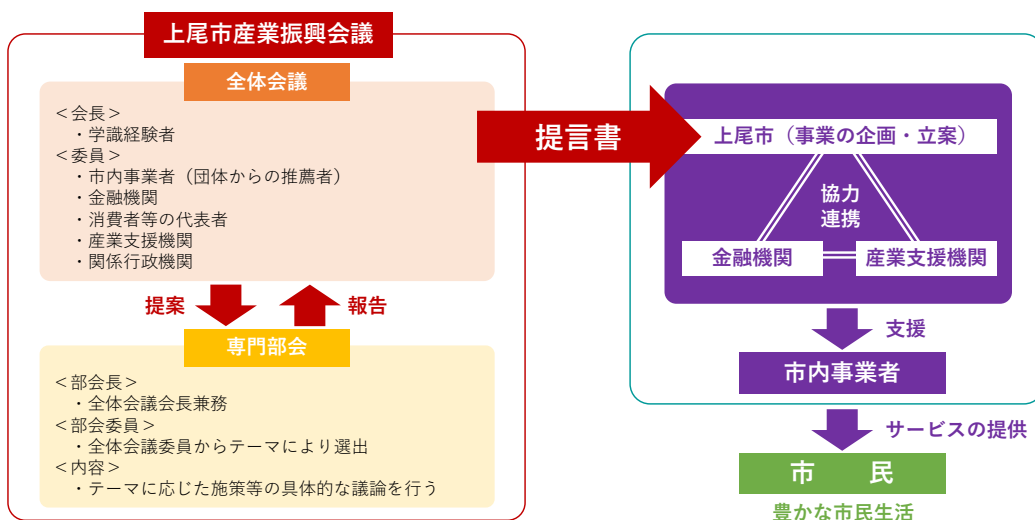
本ビジョンの特徴としては、ビジョンの実現に向けた推進体制の構築に重点を置くこと、産業振興に関わる主体の役割を示していること、社会情勢や国などの施策動向の変化に柔軟に対応していくという点が挙げられます。

(2) 上尾市産業振興会議について

産業振興ビジョンの実現に向けた推進体制として、「上尾市産業振興会議」を設置しました。この会議は、委員全員による全体会議に加え、より具体的に実現可能な産業振興施策の検討を行うための専門部会を設置し、相互に連携を図りながら議論した内容に基づき、市への提言を行います（図1）。

平成26年度の設置当初から「中小企業支援」と「地産地消とにぎわいづくり」をテーマとして2つの専門部会を設置し、引き続き検討を行っています。

図1 推進体制の組織図



(3) 産業における将来像及び施策の体系

産業振興ビジョンにおける将来像と施策の体系は、以下のとおりです。この体系に基づき、産業振興施策の実施や検討を行っていきます。

将来像

交流と連携でつくる、多彩な産業がキラリと光るまち あげお

<施策の体系>

基本方針	施策
1 既存の産業のバージョンアップ	① 経営・技術支援
	② 後継者の育成
	③ 起業・新規事業者支援
	④ 振興基盤の整備
2 新たな交流・連携の推進	① 多様な交流・連携基盤の整備と強化
	② 連携による新たな事業展開
	③ 市民・地域との交流・連携
3 ブランド化の推進	① 新たな魅力や地域資源の発掘・開発
	② 普及・ブランド化の促進

3 令和6年度の産業振興に向けた提言

(1) 令和5年度の提言

上尾市産業振興会議では、平成26年度から継続して「中小企業支援」と「地産地消とにぎわいづくり」をテーマに検討を行っており、令和4～5年度も全体会議において議論を行ってきました。

「中小企業支援」の分野においては、アフターコロナを見据え、中小企業サポートセンターを中心とした専門家による伴走型支援の充実と、切れ目のない支援体制の構築が必要であると考え、提言の方針を「事業者の持続的な成長を促すための支援体制の充実」と決めました。

「地産地消とにぎわいづくり」の分野においては、上尾産農産物などを活用した新たな商品の開発や販売チャネルの増加を図る観点から、提言の方針を「上尾の農業が持つ魅力やポテンシャルの掘り起こし」と決めました。

提言1 事業者の持続的な成長を促すための支援体制の充実

中小企業サポートセンターを中心とした専門家による伴走型支援の充実と、戦略的かつ切れ目のない支援体制の構築。

① 伴走型の「知識の支援」と各支援機関との連携強化による支援体制の構築

② 専門家のアドバイスに基づく取組を支援する補助金等による「資金の支援」

③ 中小企業サポートセンターのパフォーマンスを最大限引き出す戦略的な仕組みづくりの検討

原材料価格の高騰や「ゼロ・ゼロ融資」の本格的な返済開始など、中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。事業者の自助努力だけでは解決困難な経営課題や悩みについて、課題解決につながる提案を行うとともに、持続的な成長を促すためには、専門家による伴走型支援の充実と、補助金等による資金の支援の継続が求められます。

また、中小企業サポートセンターが持つワンストップ機能や各支援機関との連携機能を最大限に活用するためには、課題解決をサポートする戦略的な仕組みづくりと、中小企業サポートセンターに関する効果的な情報発信を行うことが重要となります。

【提言書につながる委員・オブザーバーからの意見】

- 中小企業サポートセンターの担当の専門家だけで対応するのではなく、専門家同士で連携し課題を深掘りしていくことで、様々な角度から課題の解決に向かうことができるのではないかな。
- 経営者の高齢化が進んできている中で、事業承継は大きなテーマとなっている。中小企業サポートセンターが多方面から事業継承を支援できることが重要である。
- 中小企業サポートセンターにおける相談件数や内容を精査し、力を入れる分野を検討してはどうか。

提言2 上尾の農業が持つ魅力やポテンシャルの掘り起こし

固定観念に縛られない柔軟な発想を具現化し、上尾の農業の魅力を上内外へ戦略的にPRする機会の創出。

① ポテンシャルの再認識と新たな商品開発の検討

② 販売チャネルを増やす施策の検討

③ 新規就農者の活動周知と都市近郊型農業の魅力発信

市内の農産物は庭先販売が多く、市場に出回る物が少ないため、地元農産物の認知度が低いという課題があります。上尾産農産物のポテンシャルを上内外にPRする機会の創出が求められます。農業単独ではなく、商業や観光など、他業種との事業連携によって、新たな商品開発や販売チャネルの増加につながる可能性も考えられることから、他業種交流の場を設けることも有効と考えます。

また、上尾の農業の未来を担う新規就農者へのサポートや、就農希望者へ上尾の農業の魅力を伝える施策も必要です。

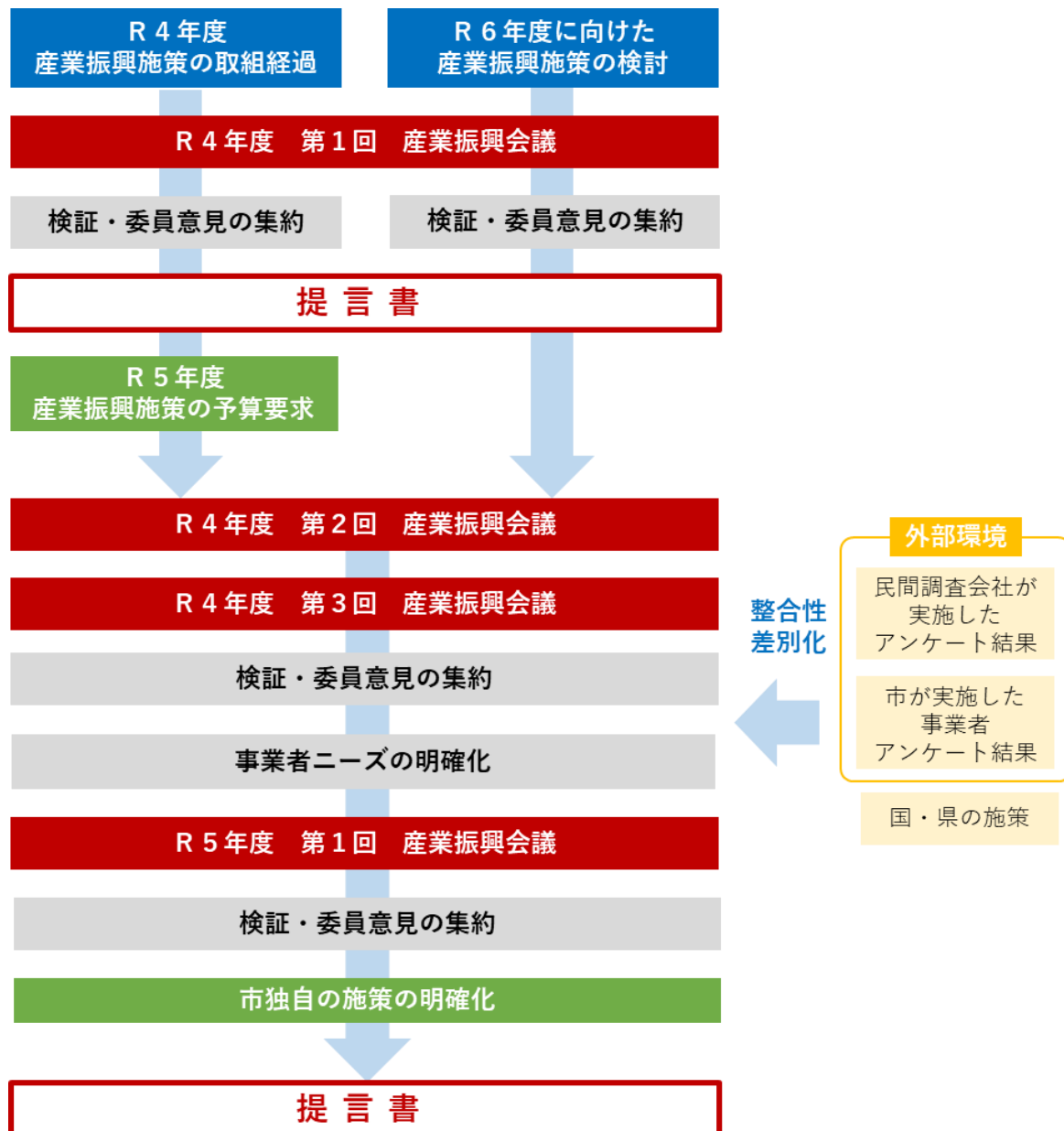
【提言書につながる委員・オブザーバーからの意見】

- 産学連携で商品開発を進めることも検討の余地がある。
- 市内の農産物は直売や庭先販売が中心である。農家は飲食店などの事業者とのつながりを築けていないのではないかな。
- 食育から、地産地消の裾野を広げていくことも検討されたい。

(2) 提言の検討過程

前述のとおり、令和4～5年度は「全体会議」のみ開催し、2つの提言を策定しました。策定に至るまでのプロセスは下図のとおりです。

図2 提言策定までのプロセス



まず、令和4年度の第1回会議において、令和4年度提言書（案）をもとに、令和3～4年度に実施した（している）事業者支援施策について市当局から報告いただくとともに、次期産業振興ビジョンの方向性も踏まえ、今後の産業振興施策に関して議論を行いました。会議を経て出された意見は市当局で集約され、早急に対応すべき施策については令和5年度の当初予算に計上して実施される運びとなりました（事業内容は後述）。

次の第2回会議では、令和4年度提言書に基づく施策（令和5年度当初予算要求）について、事務局より説明があり、その内容について質疑応答が交わされました。また、令和5年度の提言書の方向性と議論すべき課題について、「中小企業支援」、「地産地消とにぎわいづくり」の観点から、より具体的な施策案について議論を進めました。

第3回会議においては、市当局より令和4～5年度に実施した（する）産業振興施策について実績及び概要を報告していただいたほか、令和6年度以降に求められる産業振興施策及び提言のアウトラインについて、より具体的な検討を進めました。

そして、これまでの会議で提出された委員・オブザーバーの意見を踏まえながら、市が独自に実施したアンケートの結果や、国・県が実施している施策との整合性・差別化を図りつつ、アフターコロナに求められる実現可能な「独自施策の方向性」を導き出し、提言の内容を前述のとおりまとめました。令和5年度の第1回会議では、これら提言の内容について最終的な確認を行いました。

【会議における委員・オブザーバーからの意見】

- 農産物の販路拡大や商品開発に関する検討も必要であるが、生産に関する支援があってもよいのではないかと。
- 現行ビジョンの計画期間は10年であるが、10年前に「SDGs」はなかった。10年というスパンは適切か。企業が生き残るためには、よりスピーディーかつタイムリーな施策が求められる。
- 税や社会保障費の増大など、先が見えない社会情勢の中、悩みを気軽に相談できる仕組みづくりが必要である。
- 伴走型支援を進める際は、事業規模によって成長志向の支援を必要とするか、再生支援を必要とするか変わってくる。規模や課題に応じた支援も重要である。
- コロナ禍は企業を守る施策がメインであったが、これからは長期的な目線で企業を成長させる施策も必要と考える。
- 市内の農商工の各関係者が連携し、1次・2次・3次産業をどのように結び付けていくかが重要なテーマである。

① 民間調査会社が実施したアンケート結果の分析

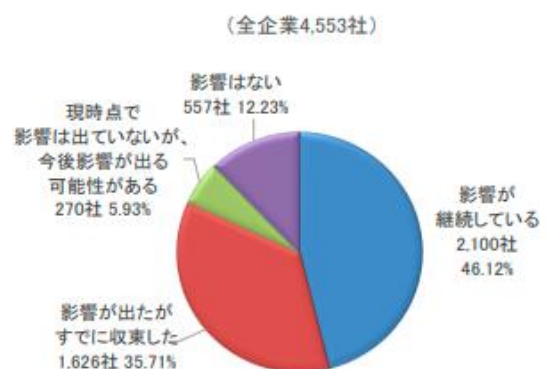
検討過程において、株式会社東京商工リサーチが実施した「新型コロナウイルスに関するアンケート」の調査結果を参照しました。同社は、令和2年2月以降、企業のコロナ禍における動向についてアンケートを随時実施しており、その結果を公表しています。

アンケートでは社会情勢や国の施策等を踏まえた設問が多く、4,000社以上の事業者から回答を得ていることから、市独自の施策の検討過程に活用できる有効なデータといえます。本提言において特に参照した項目は以下のとおりです。※グラフや表は当該調査結果より引用。

ア 新型コロナウイルスの発生は、企業活動に影響を及ぼしているか〈R5.5公表〉

「影響が出たがすでに収束した」と回答した事業者が全体の3分の1を超え、同アンケートを開始して以来、最高の割合となっております。一方で、「影響が継続している」と回答した事業者も半数近くとなっております。

事業環境は、アフターコロナに動き出しているようですが、影響が残っている事業者へのフォロー体制が急務といえます。



イ 原油・原材料の高騰に伴うコスト増のうち、何割を価格転嫁できているか〈R5.4公表〉

4割以上の事業者が「転嫁できていない」と回答しています。

大企業・中小企業の規模別で転嫁できていない割合に大差がないことから、経済全体の課題として捉え、売上高改善への取組みを支援する必要があります。

	〈〉内は構成比		
	中小企業	大企業	全企業
できていない	1,208社 (42.22%)	144社 (42.72%)	1,352社 (42.27%)
1割	122社 (4.26%)	10社 (2.96%)	132社 (4.12%)
2割	116社 (4.05%)	11社 (3.26%)	127社 (3.97%)
3割	174社 (6.08%)	20社 (5.93%)	194社 (6.06%)
4割	46社 (1.60%)	10社 (2.96%)	56社 (1.75%)
5割	348社 (12.16%)	44社 (13.05%)	392社 (12.25%)
6割	107社 (3.73%)	13社 (3.85%)	120社 (3.75%)
7割	197社 (6.88%)	28社 (8.30%)	225社 (7.03%)
8割	250社 (8.73%)	24社 (7.12%)	274社 (8.56%)
9割	141社 (4.92%)	11社 (3.26%)	152社 (4.75%)
10割	152社 (5.31%)	22社 (6.52%)	174社 (5.44%)
合計	2,861社 (100.00%)	337社 (100.00%)	3,198社 (100.00%)

ウ 債務（負債）の状況は〈R4.12公表〉

約3割の事業者が債務の過剰を感じていることがわかります。

コロナ禍の支援策である「ゼロ・ゼロ融資」の本格的な返済が始まりました。事業者は財務の健全化に向けた着実な事業運営が求められ、行政・産業支援機関・金融機関は連携した支援が求められます。



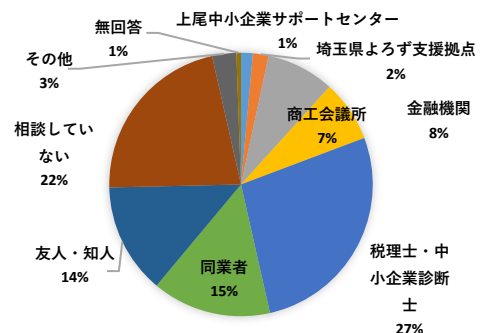
② 市が独自に実施した事業者アンケート結果

検討過程において、市が独自に実施した事業者アンケートの調査結果も参照しました。本データは、市が令和4年度に実施した中小・小規模事業者原油価格・物価高騰等対策金の給付の際に行ったもので、実態に即した施策を検討するために活用できるデータとして有効といえます。※有効回答数992件

ア コロナ禍や物価高騰で主に相談した相手はどこですか？

最も多かった相手先は「税理士・中小企業診断士」で、まずは顧問の税理士や中小企業診断士に相談する傾向があると考えられます。

一方で、「相談していない」が2割を超えていること、また、中小企業サポートセンターの利用率はかなり少ないことから、認知度の向上と相談へつなげる方策の強化が喫緊の課題といえます。

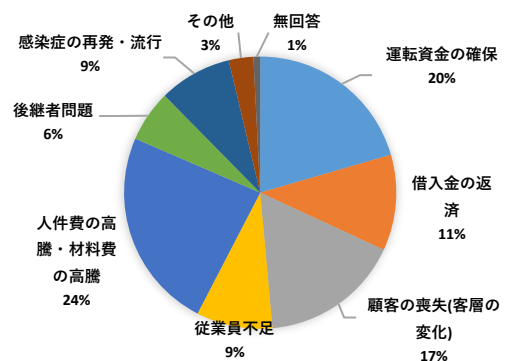


イ 今後の経営にあたってあなたが抱える課題とは何ですか？

資金繰りに苦慮する事業者が依然多く、運転資金の確保や融資の返済に懸念があることがわかります。

また、人件費・材料費の高騰や顧客の喪失(客層の変化)も経営に大きな影響を与えていることもわかります。

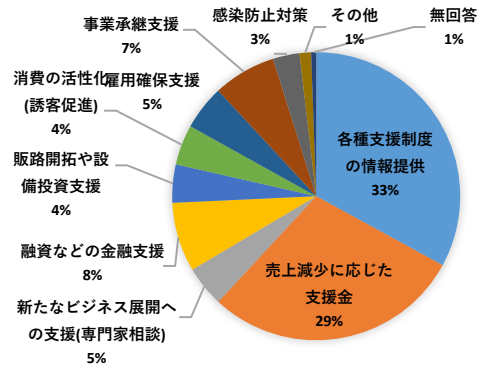
財政面での支援と知識や技術の支援が必要であることが読み取れます。



ウ 今後、行政に期待する支援策について

前項の設問と同様に、資金面での支援を求める声が大きいです。

一方で、新たなビジネス展開や販路開拓・設備投資などの前向きな取組に係る支援については回答数が少ない傾向があります。事業者のニーズを精査し、必要な支援策を立案できるよう引き続きアンテナを高くして情報を収集する必要があります。



③ 国・県等の施策との整合性と差別化

続いて、国・県等の支援策に着目しました。これは、市を含めた各機関が効果的に支援を実施するためには、方向性の一致を図る必要があるからです。同時に、市が独自の支援を検討する場合には、各機関が実施する施策の内容とターゲットの重複を避けることで、すべての事業者に対して必要な支援策を講じることも可能となります。

すでに実行した（又は実行している）主な施策の性質をまとめると、図3・4に示した分布となります。黄色の領域は国・県の施策を、緑色の領域は市の施策をそれぞれ表します。

このように図で表すと、市が実施している施策には事業の継続・下支えを図るもののほか、事業者の積極的な取組を支援したり、専門家による伴走型支援（中小企業サポートセンター）もあり、過度な重複もなく、広く事業者に対する支援が行き届いていることがわかります。

図3 各種支援策のマトリクス（令和4年度実施施策）

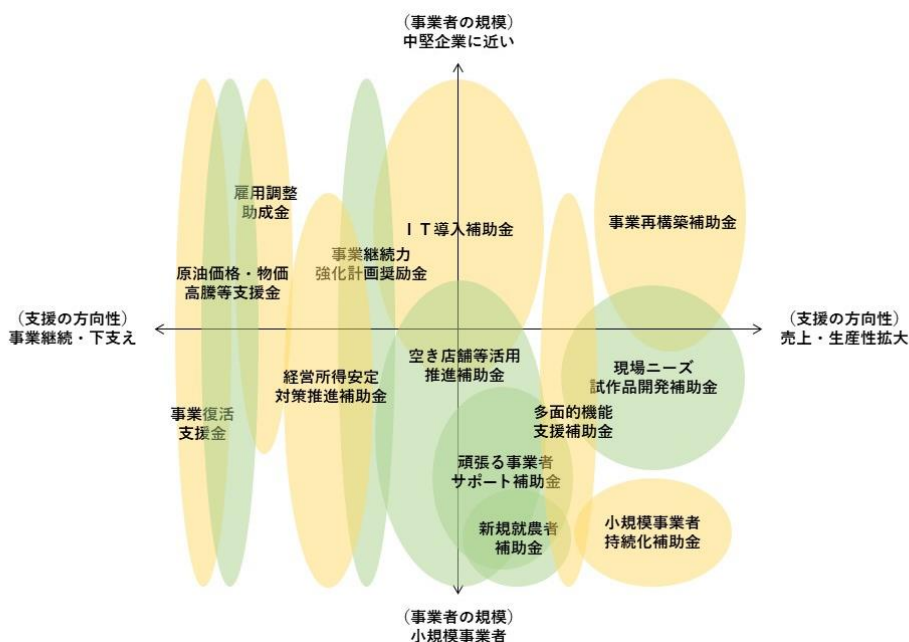
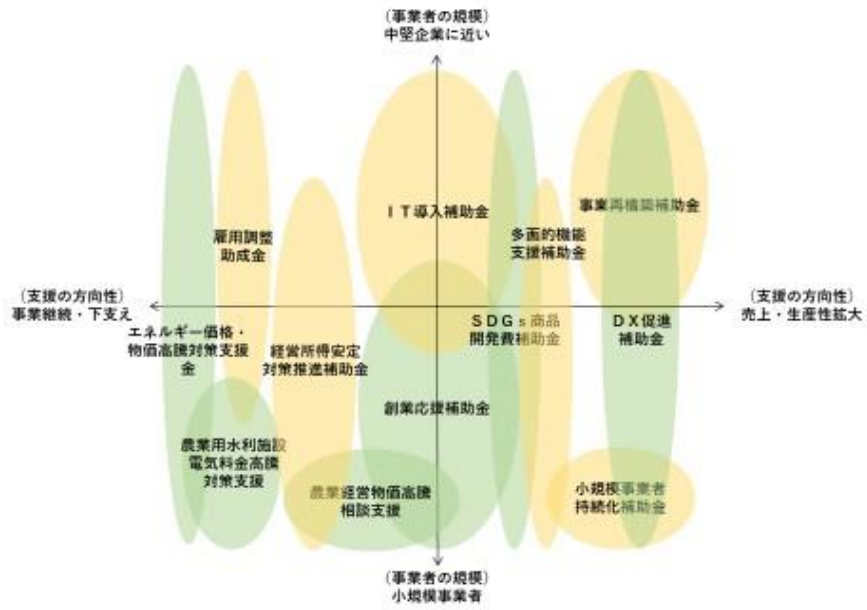


図4 各種支援策のマトリクス（令和5年度実施施策）



4 令和4～5年度に実施した（している）施策

（1）令和4年度に実施した施策と委員の意見

中小企業サポートセンターでは、専門家による「知識の支援」を、各種補助金による「資金の支援」を国の交付金を活用して実施しています。

事業継続や経営力強化に積極的に取り組む事業者への支援や、市内企業の技術と現場ニーズのマッチングによる販路開拓の支援など、事業の持続・成長・発展に向けた事業に取り組みました。

電気・ガス・燃油などの価格高騰の影響を受ける事業者への金融支援等も行っております。

① 中小企業サポートセンター

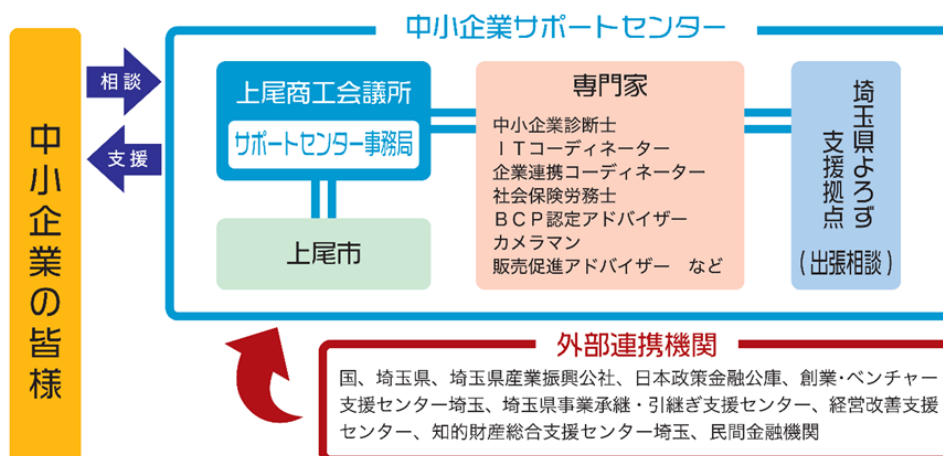
概要 事業者の経営課題に対し、専門家が訪問して無料で相談に応じる支援拠点を上尾商工会議所内に設置。課題の発見から解決策の提案、改善活動まで、寄り添いながら徹底的なサポートを実施（図5）。

実績

支援(派遣)件数	合計
258件	258件
(内訳)	
経営総合相談	116件
IT活用相談	48件
労務相談	1件
BCP・現場改善相談	72件
販売促進相談	18件
創業・企業相談	3件

※上記のほか、よろず支援拠点の窓口相談 133件

図5 連携体制図



② 頑張る事業者サポート補助金

概要 中小企業等経営強化法の規定により県から承認された「経営革新計画」に基づき、コロナ禍の経営課題や事業継続に向けた積極的な取組を実施する事業者に対し、当該取組に要する経費の一部を補助するもの。

申請期間：令和4年6月1日～9月30日

補助率：2/3（最大50万円）

実績 13件 <交付総額：5,756,000円>

③ 現場ニーズ対応型試作品開発補助金

概要 医療や介護現場における「困りごと」の解決を目的とした製品開発等に係る経費の一部を補助するもの。

申請期間：令和4年6月1日～9月30日

補助率：9/10（最大50万円）

実績 3件 <交付総額：1,404,000円>

④ 空き店舗等活用推進事業補助金

概要 市内で新たに創業する、または第二創業を行う事業者に対し、創業に係る経費の一部を補助するもの。

申請期間：令和4年4月11日～令和5年1月31日

補助率：1/2（最大50万円）

実績 2件 <交付総額：994,000円>

⑤ 事業継続力強化計画策定奨励金（上尾商工会議所）

概要 災害や感染症の影響による経済活動の停滞リスクに鑑み、事業継続力強化計画を策定し、国の認定を受け、防災・減災に取り組む事業者に対して奨励金を交付するもの。

申請期間：令和4年6月1日～令和5年2月28日

補助率：一律10万円

実績 50件 <交付総額：5,000,000円>

⑥ 中小・小規模事業者 原油価格・物価高騰等対策支援金（上尾商工会議所）

概要 電気・ガス料金、燃油価格などの高騰により、事業活動に影響を受けている中小・小規模事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付するもの。

申請期間：令和4年8月29日～令和4年10月31日

補助率：法人は一律5万円、個人は一律2万5千円

実績 4,473件 <交付総額：161,850,000円>

⑦ 農業者 原油価格・物価高騰等対策支援金

概要 燃油・農業用資材・肥料価格などの高騰により、営農活動に影響を受けている農業者に対し、営農継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付するもの。

申請期間：令和4年8月29日～令和4年10月31日

補助率：一律5万円

実績 89件 <交付総額：4,450,000円>

⑧ 新規就農者経営支援補助金

概要 18～49歳の認定新規就農者に対し、農業経営に必要な経費（賃借料、種苗費、農具費等）に充てる費用を補助するもの。

補助額：月額5万円×12か月（60万円）

⑨ 新規就農者農業機械等導入支援補助金

概要 18～49歳の認定新規就農者に対し、農業用施設、農業用機械、農業用資材の購入費の一部を補助するもの。

補助額：購入経費の1/2（上限100万円 ※中古品は50万円）

【施策に関する委員・オブザーバーから意見】

- コロナに加え、円安や原材料・エネルギー価格の高騰が続くなど、想定外の経済環境の中では、企業のニーズと行政の支援のマッチングを十分に図る必要がある。
- 「ゼロ・ゼロ融資」を利用した多くの企業は令和5年度から返済が本格化する。関係機関で連携した総合的な支援が必要である。
- 農業は長時間労働かつ賃上げが難しい業種である。若者が希望を持てる就農支援体制の充実が求められる。

(2) 令和5年度に実施している施策と委員の意見

新たな社会課題である「SDGs」、「DX」に対応するため、2つのメニューが用意されました。いずれもアフターコロナを見据えた施策であり、企業の成長を促進する支援策です。SDGs は新たなマーケットの開拓や経営改善を、DX は生産性の向上や人手不足の解消が期待できます。

第二創業や事業承継、店舗を構えず開業するケースなど、創業者の多様なニーズに応える創業支援が用意されました。

中小企業サポートセンターについては、相談事例や実績を広く周知し、より多くの事業者を活用していただくことが重要です。

① 中小企業サポートセンター（継続）

概要 製造業の現場改善を支援していたパイロット企業支援事業のコーディネーターを中小企業サポートセンターの専門家として移管することで、支援体制の強化を図る。また、利用者の声を具体的かつ分かりやすく周知することで、相談件数の増加に取り組む。

② 創業支援補助金（刷新）

概要 経済情勢の変化に鑑み、店舗を持たず創業を志す事業者を広く支援するため「空き店舗等活用推進事業補助金」を刷新する。

申請期間：令和5年5月15日～12月28日

補助率：1/2（最大20万円）

③ SDGs 商品開発費補助金（新規）

概要 SDGs に掲げられた「つくる責任 つかう責任」にフォーカスし、地域経済の活性化を図るとともに、SDGs の目標達成に寄与する新たな商品やサービスの開発を支援する。

申請期間：令和5年6月1日～9月29日

補助率：1/2（最大50万円）

④ DX 促進補助金（新規）

概要 デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上に向けた先駆的な取組を行う事業者を支援する。

申請期間：令和5年6月1日～9月29日

補助率：1/2（最大25万円）

⑤ 新規就農者経営支援補助金（刷新）

概要 18～59歳の新規就農者に対し、農業経営に必要な経費（賃借料、種苗費、農具費等）に充てる費用を補助するもの。

補助額：月額5万円×12か月（60万円）

⑥ 新規就農者農業機械等導入支援補助金（刷新）

概要 18～59歳の新規就農者に対し、農業用施設、農業用機械、農業用資材の購入費の一部を補助するもの。

補助額：購入経費の1/2（上限100万円 ※中古品は50万円）

⑦ 中小・小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金 (新規)

(上尾商工会議所)

概要 電気やガスをはじめとしたエネルギー価格の高騰により、事業活動に影響を受けている中小・小規模事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付するもの。

申請期間：令和5年8月下旬～令和5年10月末を予定

補助率：法人は一律10万円、個人は一律5万円

⑧ 農業者物価高騰等対策支援金 (新規)

概要 燃油・農業用資材・肥料価格などの高騰により、営農活動に影響を受けている農業者に対し、営農継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付するもの。

申請期間：令和5年8月下旬～令和5年10月末を予定

補助率：一律10万円

⑨ 農業用水利施設電気料金高騰対策支援事業 (新規)

概要 電気料金の高騰の影響を受ける揚水施設を有する水利組合に対し、電気料金高騰相当額を助成し、農業者への負担軽減と営農継続に資する。

助成額：電気料金高騰相当額

対象：揚水施設を有する水利組合等6団体

申請期間：令和5年10月以降を予定

⑩ 農業経営物価高騰相談支援事業 (新規)

概要 物価高騰等の影響を受ける農業経営者を支援するため、農業分野への幅広い知見者から農業経営や販売促進などの助言、相談支援を行う。

対象：新規就農者をはじめとした市内を主に営農地とする農業者

事業期間：令和5年9月から令和6年2月を予定

【施策に関する委員・オブザーバーからの意見】

- 中小企業サポートセンターの「相談事例集」は具体的な支援実績がイメージできる。
- 事業承継に関する相談が多くなってきている。新規創業だけでなく、第二創業にも対応した支援が求められる。

5 第2期上尾市産業振興ビジョンに向けて

ここまで、「令和5年度の提言」と「提言に至る検討過程」、「分野別施策」を述べ、令和6年度以降の産業振興に係る方向性を提案しましたが、最後に、中・長期的な視点から今後の展望を示し、提言書の結びとします。

市の産業振興の指針である「上尾市産業振興ビジョン」は、今年度で10年目を迎えています。概ね10年間を目途としている計画であることから、本来であればすでに改定の作業を進めているところですが、コロナ禍の長期化や原油価格等の高騰などの影響に伴い、そのような状況下において実効性のあるビジョンを作成することは難しいと判断し、市の最上位計画である「第6次上尾市総合計画」の後期基本計画の始動に合わせ、令和8年3月の改定を目指します。

令和6年度に基礎データの収集と次期ビジョンの骨子を作成し、令和7年度に産業振興会議内の作業部会による集中討議を行うことを提案します。令和5年度の産業振興会議においては、現行の「上尾市産業振興ビジョン」の内容の検証や次期ビジョンの方向性などについて議論を交わすなど、令和6年度から始まる改定作業に向けた足元固めを行っていきます。

なお、にあたっては、市内事業者へのヒアリングやアンケートなどによりニーズの把握に努め、「第6次上尾市総合計画」におけるまちづくりの基本方向「活力あふれたにぎわいあるまちづくり」の実現に向けたビジョンを目指すとともに、DXやSDGsなど社会情勢のトレンドを考慮した内容にする必要があります。

市の未来、そして豊かで幸福な市民生活の実現に向け、各種施策のさらなる発展と新たな取組の提案などについて、引き続き積極的に議論を重ねていきたいと考えています。

◆第2期上尾市産業振興ビジョン改定スケジュール(案)

- 令和6年4月～ 市内産業の現況分析、新規ビジョン(案)の骨子作成
- 令和7年4月～ 作業部会による集中討議、新規ビジョン(案)の内容検討
- 令和8年3月 第2期上尾市産業振興ビジョン完成

參考資料

上尾市産業振興会議設置要綱

〔平成26年6月30日〕
市長決裁

(設置)

第1条 市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興のための施策を推進するため、上尾市産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 産業振興会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 産業振興に関する基本的施策に関すること。
- (2) その他産業振興の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 産業振興会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 商業、工業、農業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者 6人以内
- (3) 金融機関を代表する者 2人
- (4) 産業を支援する機関を代表する者 2人以内
- (5) 市民で構成される団体を代表する者 2人以内
- (6) 関係行政機関の職員 2人以内
- (7) 市職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 産業振興会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、産業振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 産業振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 産業振興会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 産業振興会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 専門的な見地から検討を行うため、産業振興会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、会長から要求があったときは、専門部会における調査検討の状況を産業振興会議に報告するものとする。

5 第5条第2項の規定は専門部会長について、第6条第1項及び前条の規定は専門部会の会議について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(報告)

第9条 会長は、必要に応じ、産業振興会議における検討の状況を市長に報告するものとする。

(謝金)

第10条 市は、委員(第3条第2項第7号に掲げる委員を除く。)に対し、産業振興会議の会議及び専門部会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第11条 産業振興会議の庶務は、環境経済部商工課及び同部農政課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、産業振興会議の運営に関し必要な事項は、産業振興会議が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年10月20日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の第10条の規定は、上尾市産業振興会議設置要綱の施行の日以後に開いた専門部会の会議から適用する。

附 則(平成28年3月29日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年3月26日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年2月13日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に上尾市産業振興会議の委員である者の任期は、この要綱による改正後の上尾市産業振興会議設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則(令和4年3月14日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

令和4～5年度上尾市産業振興会議の経過

会議名	開催日	議 題
第1回 全体会議	R4.7.8	(1) 令和4年度 提言書（案）について (2) 今後のスケジュールについて
第2回 全体会議	R4.11.25	(1) 令和4年度の提言書に基づく施策について (2) 令和5年度の提言書の方向性について (3) 産業振興ビジョンの改定作業について
第3回 全体会議	R5.3.17	(1) 令和4～5年度の産業振興施策について (2) 令和5年度提言書のアウトラインについて
第1回 全体会議	R5.7.12	(1) 上尾市産業振興ビジョンの進捗について (2) 令和5年度 提言書（案）について

令和4年度上尾市産業振興会議委員名簿

事務局：環境経済部商工課、農政課

	区 分	氏 名	役 職 等
1	学識経験者	河藤 佳彦	専修大学経済学部 教授
2	産業関係者（工業）	小川 均 →飯田 裕之	上尾商工会議所 副会頭
3	〃	石川 泰正	上尾ものづくり協同組合 理事長
4	産業関係者（商業）	大木 保司	上尾商店街連合会 会長
5	〃	松本 猛	アリオ上尾 販促マネージャー
6	産業関係者（農業）	國嶋 隆幸	さいたま農業協同組合 北部営農経済課長
7	〃	北川 景子	上尾市農業女性連絡協議会 会長
8	金融関係者	吉田 裕	埼玉りそな銀行 上尾支店長
9	〃	田中 宏幸	埼玉縣信用金庫 上尾支店長
10	産業支援機関	細野 宏道 →井上 克典	上尾商工会議所 総務委員長
11	〃	荒井 薫	埼玉県産業振興公社 取引振興部長
12	市民構成団体	石川 由貴	上尾市消費者団体連絡会 事務局長
13	〃	樽井 花子	女性フォーラムあげお
14	関係行政機関	大谷 聡	関東経済産業局 地域振興課 参事官
15	〃	竹中 健司	埼玉県県央地域振興センター 所長
16	市職員	堀口 慎一	環境経済部長

令和5年度上尾市産業振興会議委員名簿

事務局：環境経済部商工課、農政課

	区 分	氏 名	役 職 等
1	学識経験者	河藤 佳彦	専修大学経済学部 教授
2	産業関係者（工業）	飯田 裕之	上尾商工会議所 副会頭
3	〃	石川 泰正	上尾ものづくり協同組合 理事長
4	産業関係者（商業）	大木 保司	上尾商店街連合会 会長
5	〃	松本 猛	アリオ上尾 販促マネージャー
6	産業関係者（農業）	松村 稔	さいたま農業協同組合 北部営農経済課長
7	〃	北川 景子	上尾市農業女性連絡協議会 会長
8	金融関係者	池上 卓郎	埼玉りそな銀行 上尾支店長
9	〃	田中 宏幸	埼玉縣信用金庫 上尾支店長
10	産業支援機関	井上 克典	上尾商工会議所 総務委員長
11	〃	塚田 隆史	埼玉県産業振興公社 創業・取引支援部長
12	市民構成団体	石川 由貴	上尾市消費者団体連絡会 事務局長
13	〃	樽井 花子	女性フォーラムあげお
14	関係行政機関	室住 敬寛	関東経済産業局 地域振興課 課長
15	〃	西岡 利浩	埼玉県県央地域振興センター 所長
16	市職員	堀口 慎一	環境経済部長



上尾市産業振興会議